

## 介護老人保健施設ケアヴィラ宝塚施設通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第 1 条 医療法人尚和会が開設する介護老人保健施設ケアヴィラ宝塚(以下「当施設」という。)が実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 通所リハビリテーションは、要介護（要支援）状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の維持回復を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅介護の支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「えがお」で「個性豊か」に過ごそうことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかわる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ケアヴィラ宝塚 通所リハビリテーション
- (2) 開設年月日 平成17年4月1日
- (3) 所在地 兵庫県宝塚市亀井町10番51
- (4) 電話番号 0797-71-6510 FAX 番号 0797-71-6503
- (5) 管理者名 兵庫谷 章
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2851180048)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

|                       | 常勤      | 非常勤 |
|-----------------------|---------|-----|
| (1) 管理者               | (1) 人   |     |
| (2) 医師                | (1) 人以上 |     |
| (3) 看護師               | (1) 人以上 |     |
| (3) 介護職員              | 4 人以上   |     |
| (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 2 人以上   |     |
| ・理学療法士                | 人       |     |
| ・作業療法士                | 人       |     |
| ・言語聴覚士                | 人       |     |
| (5) 支援相談員             | 1 人以上   |     |

(兼務)

令和4年10月1日現在

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市区町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、通所リハビリテーション利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓

練の実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第 7 条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの 6 日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までを営業時間とする。

(利用定員)

第 8 条 通所リハビリテーションの利用定員数は、40 人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第 9 条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(記録の保存年限)

第 10 条 利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管する。

(利用者負担の額)

第 11 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食材料費、教養娯楽費、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

宝塚市

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 13 条 通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒・喫煙は、原則禁止とします。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用することとします。本来の用法

以外の使用により破損等が生じた場合は利用者が弁償することとします。

- ・所持品・備品等の持ち込みは、施設の許可を得ることとします。
- ・金銭・貴重品の持ち込みはお断りすることとします。但し、利用者のお小遣い等小額の金銭については、事務所に立て替えて後日精算請求することとします。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は法令により禁止されています。但し、緊急を要する場合にはその家族及び指定居宅支援事業者に連絡し、その指示に従うこととします。
- ・利用者及びその家族等による、他の利用者への「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ペットの持ち込みや、施設内での飼育はお断りすることとします。
- ・他の利用者への迷惑行為は禁止することとします。

(身体拘束等)

第 14 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第 15 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 16 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第 17 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立会う。
- (4) 常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年 2 回以上  
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ②非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) 当事業所は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

その他必要な災害防止対策についても「ケアヴィラ宝塚・ケアホーム宝塚消防防災マニュアル」に準じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 19 条 当施設は事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 2 当施設は、通所リハビリテーションにおいて事故が発生した場合は、速やかに県、市

町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

#### (職員の服務規律)

第 20 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、自己研鑽、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### (職員の質の確保)

第 21 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

#### (職員の勤務条件)

第 22 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人尚和会の就業規則による。

#### (職員の健康管理)

第 23 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

#### (衛生管理)

第 24 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のため

の研修及び訓練を定期的に実施する。

- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(研修による計画的な人材育成)

第 25 条 施設は、適切な介護保険施設サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第 26 条 施設は、その提供する介護保険施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 施設は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(職員の勤務条件)

第 27 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人尚和会「ケアヴィラ宝塚」の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 28 条 職員は、労働基準法、労働安全衛生規則に準じた健康診断を受診しなければならない。

(守秘義務)

第 29 条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。尚、施設職員等が本規程に反した場合は、就業規則の罰則規定によるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 30 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人尚和会の役員会において定めるものとする。

（暴力団の排除）

第 31 条 当施設は、その運営について暴力団員の支配を受けてはならない。

- 2 管理者または当該管理者の権限を代行しうる地位にある職員は、暴力団員であってはならない。

（その他運営に関する重要事項）

第 32 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 上記、本運営規程に記載のない事項については、そのつど介護保険関連政省令及び通知を基準として対処するものとする。

付 則

この運営規程は、平成 30 年 12 月 1 日より施行する。

令和元年 10 月 1 日一部改定

令和 4 年 10 月 1 日一部改定

令和 6 年 6 月 1 日一部改定